

林野火災注意報発表

小牧市火災予防条例第35条の8の規定により林野火災注意報を発表しました。

記

林野火災注意報発表

発表日時	令和8年 3月24日 4時09分
------	------------------

林野火災注意報発表中は、指定範囲内において次のとおり火気使用制限の努力義務が課せられます。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 6 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

小牧市消防本部

TEL 0568-76-0119

FAX 0568-73-5614